令和6年度東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会

令和6年9月6日(金)

東京都庁第一本庁舎北側 16階 特別会議室S6

【須藤契約調整担当部長】 それでは、これより令和6年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます、財務局契約担当部長の須藤でございます。よ ろしくお願いいたします。

本日は、令和5年度の第2四半期に締結した工事請負契約と同期に行った談合情報処理 についてご意見をいただきます。委員の皆様には、それぞれご専門の見地から忌憚のない ご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただきま すよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、4名全員にご出席をいただいております。 ありがとうございます。

また、本日の部会より、平田委員に新しくご参加をいただいております。よろしくお願いたいます。

なお、飯塚委員、片桐委員は、オンラインでご出席をいただいております。

東京都の職員の出席者につきましては、配付資料のとおりでございます。議案ごとに事業執行局の職員を出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事進行役についてですが、有川部会長にお願いいたします。

それでは、有川部会長、よろしくお願いいたします。

【有川部会長】 それでは、よろしくお願いします。

早速ですが、本日の議事進行と資料につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

【今村電子調達担当課長】 電子調達担当課長の今村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例事案として、令和5年度の第2四半期に契約した工事についてご意見をいただきます。こちらの議案は4つでございます。

次に、同第2条第6号に基づき、同じく令和5年度の第2四半期に談合情報処理を行いました事案についてご意見をいただきます。こちらの議案は1つでございます。

引き続きまして、事前に配付いたしました資料について確認させていただきます。

本日の資料は、事前に委員の皆様にお送りしておりますが、まずA4の次第一式と定例 事案の抽出についてというA4の資料1枚、こちらに本日の案件の一覧がございます。 それから、本日ご意見をいただきます議案1から議案5になります。

資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、資料につきましては、本日の委員の皆様限りでご覧いただくこととさせていただければと存じます。本日の部会終了後もお取扱いには十分ご注意くださいますようお願い申し上げます。

それでは、有川部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【有川部会長】 よろしくお願いします。

それでは、まず、本日の議案につきまして、資料の1に沿って説明させていただきます。 当第二監視部会では、具体的な抽出方法として、高額の事案については金額が高い順に 上位100件の中から抽出すること、高落札事案につきましては、落札率100%と9 9%台の案件のうち、それぞれ金額が高い順に上位50件ずつの中から抽出すること、社 会的注目事案につきましては、新聞や雑誌等で取り上げられた案件の中から抽出すること、 そのほか、1者入札事案、低入札価格調査事案及び同一事業者による長期継続受注事案に つきましては、該当する全案件の中から抽出することとしております。

こうして最終的に決定した事案が資料1に記載されております4件ということになります。いま一度、ご確認いただければと思います。

それでは、これより本題に入りたいと思います。

ここからは個人情報や法人等の情報の保護のために非公開としております。後日、議事概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定にしております。

では、取材等の方がおられましたら、この時点でご退席をお願いしたいと思います。 (取材関係者退出)

【有川部会長】

それでは、まず、議案1につきまして、準備の上、説明をお願いします。

(下水道局職員入室)

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案1の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いします。

【下水道局 星野契約課長】 下水道局の経理部契約課長しております星野と申します。 よろしくお願い申し上げます。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 下水道局建設部設備設計課長の宗吉と申します。ど うぞよろしくお願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案1をご覧ください。

高額・高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は降雨情報システム再構築工事でございます。

本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、申請1者、資格確認1者、応札 1者で、落札率は99.95%となっております。 工事の概要につきましては、2ページの資料のとおりでございます。 説明は、以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

本件を含めまして、各事案の内容につきましては、事前に事務局のほうから説明を受けているところと思います。

それでは、早速、本事案について質問や意見のある委員は、お願いしたいと思います。 恐縮ですが、リモートで参加されている両委員につきましては、挙手をしていただけれ ばありがたいと思います。

平田委員も遠慮なく、どうぞ質問していただければと思います。

これは、本件は選定の事情ですけれど、私と飯塚委員が重複して選定した案件になりますので、もし可能でしたら飯塚委員からお願いしたいと思います。

【飯塚委員】 それでは、この降雨情報システム、東京アメッシュと書いてありますが、これは下水道事業だけでなくて、ほかのいろんな都の事業にもベースとしては使えるものじゃないかと。それを下水道局なりにカスタマイズすることはあっても、もともと下水道局プロパーのシステムではないような気がするんですが、いかがですか。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 下水道局の宗吉からお答えいたします。

まず、下水道事業でございますが、家庭や工場から排出される排水をきれいにして川や海に戻すという役割と、もう1つ重要な役割が、雨が降ったときに雨を速やかに集めて川や海に放流して内水氾濫を防ぐという役割の2つがございます。この降雨情報システムは後者の方、雨を排水するときに非常に重要なシステムと考えております。

このシステムは、雨を排水する時にポンプを運転するのですが、近年、局所的な豪雨とかがあって、ポンプの運転が難しくなっているということで、ポンプの運転を支援するという形で局が導入してきたものでございます。その情報を総務局等に情報提供して、都民の皆様にも活用していただいております。

【飯塚委員】 それじゃあ、下水道局プロパーのシステムだということですか。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 おっしゃるとおりでございまして、下水道事業の1つの運営上のシステムとしてお考えいただければと思います。

【飯塚委員】 取りあえず結構です。

【有川部会長】 ほかの委員は、ありますでしょうか。

平田委員、どうぞお願いします。

【平田委員】 平田でございます。まだ初心者ですので、よろしくお願いいたします。

この案件は、高額・高落札、1者入札の1者入札の理由を教えていただきたいのですが。 ただ、これは新設じゃなくて、もともとこの会社がやっていらしたという理由も含まれて いるかもしれませんので、そこもすみません、よく存じていませんので、教えていただけ ますでしょうか。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 まず、下水道局、宗吉からお答えいたします。

今、平田委員からご発言がありましたとおり、これは新設ではなく、既に東京アメッシュというシステムがあって、年数が経ったので更新するというものでございまして、既存のシステムも今回受注した東芝インフラシステムズが施工したものでございます。

1者入札の分析ということでございますが、今回は契約をしておりますので、改めて1 者入札の分析を行っていないということでありますが、補足をお願いします。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長、星野から少し続けさせていただきます。

本件入替えということでございますが、既存の既設のメーカーでなくてはできないということではないというふうに我々は認識してございまして、複数の事業者が入札への参加が可能だということで仕様書も作りまして、公表という形でやらせていただいてございます。

結果といたしまして、1者のみの入札となってはございますが、電子入札ということで、 入札された会社様はほかの入札状況を最後まで分からない状態で進んでまいりますので、 1者ということではございますが、一定の競争は確保できるのかなということで考えてご ざいます。

以上でございます。

【平田委員】 ご説明ありがとうございました。

既設なので、確かにその会社がノウハウを持っていらっしゃるとか、再現性がまた再構築に関しても有利なのかなということは思うのですが、ほかの会社が参入できるというのは、同等の質は担保できるということで、やっぱり質も保たなきゃいけないと思うんですけれども、それを考えても無理はない。1者しかやっぱりできないような感じではないというところは、質の担保という点では、何かどのようにお考えなんでしょうか。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 下水道局、宗吉からお答えします。

まず、このレーダーのシステムというのは、どちらかというと機器のような扱いになります。なので、工事ではシステムを自社で用意しても結構ですし、あるいは他社からシステムを購入して、それを工事で据え付けても構いません。私たちは両方の考えを持っていまして、どちらでも入れます。

いずれにしろシステム自体の信頼性というのは、メーカーが担保していますので、それを設置してしっかりと稼働できるようにするというところは、どの会社もある程度技術は持っているというふうに思っております。

【平田委員】 この東京アメッシュというのは特別ではなくて、割と一般的なもので、 ほかのところでも企業の実績があるようなものなんですかね。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 まず、気象レーダー自体が世の中にどの位あるかということで、ちょっと調べてみましたが、気象庁が全国で20か所、国土交通省も防災用で、60か所近くあり、そういうところを施工している会社はいらっしゃいます。

気象レーダーのメーカーはそんなに多いわけではなく、必ずしもメーカーが施工しているわけではないので、そのメーカーのものをしっかりと現場に設置できれば、東芝インフ

ラシステムズ以外でもできると思っています。

【有川部会長】 せっかく平田委員の質問に関連してなんですけれども、当初は複数者が参入可能だということで一般競争を採られたわけなんですけれども、結果的にこの落札者1者しか手を挙げてこなかった。これはどの辺に当初の想定とマッチングしなかったところがあった、当初の想定と違う実態だったのかというのは、どういうふうに考えておられますかね。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 下水道局の宗吉からお答えします。

まず、先ほど申したように、1者入札については本件が契約になっているので、改めてヒアリング等をしていないという前提の中ですが、先ほど全国で20か所、60か所近くありますと話しましたが、頻繁に出ている工事ではないので、対象となる会社は、私たちが調べたところでも過去の実績から7社程度はあると思っています。そこがまた技術者の配置とかもございますので、色々なことを勘案して入札に参加するしないということを決めていると思いますので、その理由までは私たちも分からないということでございます。

【有川部会長】 ヒアリングはしていないんですけれど、推定も今のところ十分できないというようなことですか。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 そういう意味で言えばヒアリングしていないので、 私たちが推測するにも各事業者の事情までは踏み込めないというところでございます。

【有川部会長】 分かりました。あと、ほかの委員の話、意見等を聞きながら、また意見をまとめたいと思いますので。

ほかの委員、何か質問、意見がありましたら、お願いします。

飯塚委員はいいですか、追加の質問は。

【飯塚委員】 通常というか、この類のものというのは多くは特命随契になっていて、 それを私たちみたいな第三者が何で特命なんだと、ほかの会社でもやっているじゃないか みたいな流れに議論がなっていくのはよくあると思うんですが、本件はその逆なんですよ ね。特命随契にしなかった理由は、さっきおっしゃったようなほかでもやっているという ことですか。でも、その見込みが甘かったんじゃないんですかね。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 下水道局、宗吉からお答えいたします。

今、委員のお話にありましたとおり、先ほどもお答えしましたが、このシステムをメーカーから購入することもできますし、自社で用意して調達することもできるので、施工からすると参入できる会社があると思っていました。特命随契にしなくても参入できる会社があるということからそうしておりましたが、最終的に1者入札なので、そこのところがどうかと言われると、先ほどの質問に近いのですが、各社の事情があったのかなというふうに考えております。

【有川部会長】 ほかの委員、また意見があるようでしたら。ちょっと私、その間に挟まってちょっと1点聞きたいんですけれど、落札率のほうの話なんですけれども、99.95%というこの高落札率について、どういった原因かという分析をされていますか。

それに関連して、予定価格はどのようにして立てられているかというのを併せて教えてください。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長、星野でございます。

まず、最初にご質問いただきました高落札率の部分について申し上げます。

本件は一般競争入札ということでございまして、公表の段階で一定の価格帯をお示しして公表してございます。今回は19億円以上21億円未満、税込の価格ですが、という形で公表してございます。その価格帯の中で落札をされた東芝インフラシステムズが積算をされて99.95%という結果にたまたまそこに着地したというところで理解をしてございます。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 予定価格の算出につきましては、下水道局の宗吉からお答えいたします。

予定価格につきまして、他の工事も同じですが、私たちのほうで算定して予定価格を立てております。今回、この主要機器の見積りを取っていまして、見積りを取ったもの、また間接費等は基準等を使いながら局のルールに則って予定価格を設定しています。

【有川部会長】 価格帯の公表について、19億から21億というんですが、入った札は、その幅のどの辺にプロットする、どの辺の位置に入ったというふうに考えればいいんですかね。

【下水道局 星野契約課長】 契約金額が20億円を少し超えるぐらいでございましたので、ちょうど中間ぐらいでの入札であったと捉えております。

【有川部会長】 1者入札かどうかは入れるまではこの業者は分からないわけなので、 その幅の中で手頃のところに入れてきたというふうな感じなんですかね。

【下水道局 星野契約課長】 その幅の中で、会社さんの積算を受けての入札であった と考えております。

【有川部会長】 何度も同じようなことを聞いて恐縮なんですけれど、予定価格の事前公表とは別に、この価格帯の公表というのもルールどおり、このような予定価格の金額の場合は幅での事前公表をするという、そういうルールになっていますかね。それに従っているという理解でよろしいでしょうか。

【下水道局 星野契約課長】 そのようなルールの中でやらせていただいています。

【有川部会長】 関連しなくて結構です。ほかの委員から何かありましたら。

平田委員からも何かありましたら。どうぞ、お願いします。

【平田委員】 すみません。何度も質問して恐縮です。

資料1を拝見していると、1番の事案は、多分説明会みたいなので希望を募られたときに1者、それから指名者数が1、応札が1というふうに書いてあるんですけれども、この指名者数というのは複数の会社ができるとお考えだったら普通は指名するものなのでしょうか。それとも1者しか指名していないので、みんな諦めちゃったみたいなことがあるものなのでしょうか。すみません、ちょっと不慣れなのでよく分かっていないのですが、教

えてください。

【下水道局 星野契約課長】 申し上げます。本件は一般競争入札という形で、指名競争入札ではなくて一般競争入札という形でやらせていただいてございます。発注の段階で当局のほうで一定の条件をつけさせていただきまして、それに対するお申込みをいただきます。まずは、お申込み自体が1者であったという状況です。

さらに、申込みいただいた会社は、指名競争ではございませんので、その条件を満たしているかどうかということで、次の入札ができるかどうかというステップに入ってまいります。この会社は条件を満たしておりましたので、入札に参加できる状態になったと。さらにその会社が1者入札をしていただいたという、そのような流れになっております。

【平田委員】 そうしますと、これの指名者数を増やすことによって複数の企業が参入 するようにできるわけではなくて、自由入札だからもともと指名者数はどうしようもない みたいな感じの理解ですね。

【下水道局 星野契約課長】 一般競争入札ですので、追加で指名者を増やすというようなことができない形になってございますので、1者で進ませていただきました。

【有川部会長】 それでは、こちら側だけ最後の取りまとめに行く前の追加の質問を、 私のほうからも、すみません、もう一回、1点ほどさせていただきたいと思うんですけれ ども。

1者入札について、最終的にその1者と契約しちゃったので、そのほかの者にヒアリングすることが難しくて行っていないというのと、それ以外にいろいろ推測することもあんまり根拠等はデータ等があるわけではないので、なぜ1者入札になったかの分析も行われていないという、こういう認識でよろしいでしょうかね。そこをちょっと確認しておきたいんですけれど。

それから、もう1点確認したいのは、結局希望を取ったら1者しか手を挙げてきてくれていないという状況下で、先ほどの予定価格の幅公表というやつは修正する仕組みにはなっていないんでしょうか。1者しか入ってこないということは分かったにもかかわらず、やっぱり予定価格は幅で公表するという仕組みになっている。これを変えるわけにいかないということでいいんでしょうか、そういう理解で。

【下水道局 星野契約課長】 まず、最初のご質問いただいた部分について、再度申し上げます。

こちらについては、当局としては、繰り返しで恐縮でございます。複数の事業者の可能性があるというところを、そういった条件を少し間口を広げるような形でまずは公表させていただいて、その結果として1者からお申込みがあり、1者で予定価格に入って整ったというところでございますので、今回については1者についても、ほかの競争相手との競争の中で落札をしているという認識でございますので、今回の入札の経過については適切だったんではないかと考えてございます。

それから、ちょっと2つ目の幅の公表のお話でございますが、こちらについては案件ご

とに幅の捉え方を変えていくというものではございませんので、その一定の切り分け方の中で、今回の案件がたまたま19億円から21億円未満の幅にはまってきたということになりますので、そこについては案件ごとに変えるわけではなくて、そのまま行かせていただいたというところでございます。

以上でございます。

【有川部会長】 それでは、時間もまいりましたので、まとめたいと思うんですけれども。

ほかの委員、よろしいでしょうか。今いただいた状況に踏まえて、ちょっとまとめますけれど、もちろんちょっとほかの委員からの必ずしも意見が出てないところもあるので、やや私の意見の可能性もあるので、ちょっとこれまでの話を聞いたところで、そこまで言っていいか、あるいはそういったことを求めていいかどうか。一応各委員の最終的なご了解を得たいと思うんですけれども、論点として2つ。

1つは、1者入札についての原因分析が、もし今、東京都のお金を使っているわけですけども、自分のお金で物を購入することを考えていただくと、当初やっぱり複数の者が手を挙げて来ていただくという想定で1者入札をしたにもかかわらず、1者しか来てもらえなかったという状況ですので、普通自分のお金を使う場合だったら間違いなくなぜなんだという原因を分析するのが普通なはずなので、入口のところでほかにアクションを起こした業者がいないので、仕組みからちょっとアクションを起こした業者にヒアリングすることになっていないのでヒアリングができていないんですけれども。だからそういう仕組みになっているから、当初は複数者を想定したのにどこも手を挙げてきてくれなかったことについて、なぜなんだという分析を止めちゃうというのは、やっぱりこの後のまた同様な契約手続や、あるいは本件のさらなる更新のときに何も改善されない可能性があるので、ぜひこの1者になったことについての原因分析を可能な範囲でいろいろジタバタしていただけると、公金を使う身としてはありがたいような気がするので、我々委員会としての意見として提案するんですけども、まずは1者入札の原因分析を可能な範囲で工夫していただきたいと。当初想定は複数者入札だったので、それに基づいて、なぜ1者に至ったのかという原因分析を可能な範囲でやっていただきたいというのが、1点の要望。

2つ目が、高落札率というのはある程度、恐らく幅の予定価格の事前公表が影響しているんだろうと思いますので、問題はこういった1者入札が想定される場合については、何度も同じ意見を申し述べているんですけども、1者入札が想定される場合や、今回の場合は違うんですが、こういった形で希望が1者になったというときに幅の予定価格の事前公表ということについて何らかの工夫、つまり1者であれば当然予定価格を事前公表、それが特定の価格であろうが、幅だろうが、落札する業者にとっては、あるいは自由にそこのところを分かって札を入れることが可能になるので、その点についての工夫をできないのかと。これは下水道局だけじゃなくて東京都全体の予定価格の事前公表、あるいは幅の公表につながってくるんだろうと思いますけども、1者入札が想定される場合、あるいは1

者入札が想定されなくても希望を取ったとき1者ということは分かった場合のその後の手続において予定価格の事前公表の在り方を検討していただきたいんですが、これまでお話ししたのはそういった事態が登場してくるのであれば、そもそも予定価格の事前公表の在り方について、さらに検討する必要があるのではないかというお話をしてきたんですけれども。

その2点について、当委員会として意見を述べたいと思うんですが、異議があるかもしれませんので、ほかの委員から何かありましたら、今の意見を附帯意見としてつけてよろしいかどうか。

まず、意見として出したのを事務局のほうから何か反論がありましたらお願いします。

【臼田契約調整担当課長】 1点、よろしいでしょうか。

事務局側から制度に関するお話について、ちょっと補足させていただきたいと思います。 予定価格の幅の公表の件に関してでございます。こちらは我々のほうで予定価格の事後 公表を本格実施するに当たりまして導入されたものでございます。

これは目的といたしましては、事業者側の事業計画の立案ですとか、希望申請時の判断材料のご提供という目的で一定の幅をあらかじめレンジとして定めておりまして、そのレンジのどこに入っているかということを公表時にお示しをすることによって、大体これぐらいの価格帯の工事だということを相場観としてつかんでいただくということを目的としています。

例えば、案件ごとに前後何千万円で示すとか、そういうものでは全くなくて、あらかじめ示したレンジのどこに入っているかということを示す。それによって事業者の方々の入札参加を促すという目的で行っているものでございます。

ですので、あらかじめ発注時において示しているものでございますので、今ちょっと先生のほうからご提案のあった、希望があった段階で1者だったからそれを取り消すとか、あるいは何らか変えるとか、そういうようなことができるものではなくて、あくまでも公表時において幅を示して、その価格というのはどこに入っているかということをご案内しているという制度としてやっているものでございます。

その辺について、ちょっと1点補足でございました。

【有川部会長】 ありがとうございます。そういう意味合いでは2つの意見を申し上げた2点目についてはなかなか難しいという話ですよね。そうすると3月の第二監視部会で同じような意見を述べたんですけれど、そうであればあるほど、つまり予定価格の事前公表も制度としてある。それから幅公表も制度としてあるということであれば、結果的に1者入札になったり、あるいは1者入札になることが見込まれても、もう後戻りはできないんだという、そういう仕組みになっているということであれば、1者入札の原因分析というのはやっぱり可能な範囲でジタバタで調べて、一生懸命頑張ってもらいたいというのを改めて申し上げたいと思います。

じゃあ2つ言いましたけれど、今、事務局からの意見を踏まえまして、1点目の意見に

集約したいと思います。予定価格の原因分析について制度的にやっている方法だけでなくて、可能な範囲で1者入札の原因分析をして、適切な入札手続が取られるように工夫していっていただきたいというのを附帯意見としてつけたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいですか。どうも長時間ご協力いただきましてありがとうございました。

(下水道局職員退室)

(総務局職員入室)

【有川部会長】 それでは、第2番目の案件に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案2の事業所管局である総務局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【総務局 髙鳥総務課長】 総務局三宅支庁総務課長、髙鳥でございます。よろしくお願いします。

【総務局 沼尻産業課長】 同じく、三宅支庁産業課長の沼尻でございます。よろしく お願いいたします。

【総務局 千野企画計理課長】 総務局総務部企画計理課長、千野と申します。よろしくお願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案2をご覧ください。

同一事業者による長期受注、高落札率及び1者入札の事案として抽出されました事案、 案件で、件名は金曽沢復旧治山工事でございます。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものでございまして、希望3者、指名6者、応札1者で、落札率が99.94%となってございます。

工事概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

では、早速ですが、本事案についても各委員から質問や意見をお願いしたいと思います。

【片桐委員】 よろしいでしょうか。片桐です。

【有川部会長】 すみません。片桐委員、お願いします。

【片桐委員】 まず、特殊な技術の必要性というのがあるのかどうかということを教えていただけますでしょうか。

【総務局 沼尻産業課長】 産業課長の沼尻から回答させていただきます。 この工事に関しては、特に難しい施工内容ということは認識しておりません。

以上になります。

【片桐委員】 そうしましたら、1点。これは島内の企業に限ってやっているということがありましたでしょうか。

【総務局 髙鳥総務課長】 総務課長、髙鳥よりお答えさせていただきます。

基本的には、島内の事業者ということで指名をさせていただいたという形になってございます。

【片桐委員】 今、基本的というふうにおっしゃったと思うのですが、基本的だという 意味はどういう意味ですか。

【総務局 髙鳥総務課長】 実際には島内業者のみという言い方になります。曖昧な表現で失礼いたしました。

【片桐委員】 ということは、一応入札手続上ではそういった記載はなかったということで、よろしいでしょうか。

【総務局 髙鳥総務課長】 そういうことになります。

【片桐委員】 そういう限定はないから、これはどこの企業でも参加はできる状況にあったということでよろしいですか。

【総務局 髙鳥総務課長】 そういうことになります。

【片桐委員】 ありがとうございます。

あと、これは工期が変更になっているんですけれど、詳細を調べてみたら変更が必要になったことが分かったというようなふうに言っていますけれども、どうして当初この事実が分からなかったのでしょうか。

【総務局 沼尻産業課長】 実際に設計をするに当たって、やっぱり現場とかを見直して、そうしますと、やはり植生の後退であるとか、新たに年々やっぱり気象災害等が島の環境で結構激しいので、やっぱりそういったところで土砂が現れたりとするようなところで地形の変形というんですかね、そういうのがやっぱり年々現れてきますので、このときに改めて現場を確認したところ、やっぱり設計変更が必要だというところで、そのように変更したというところでございます。

【片桐委員】 それが分かったのは工事が始まる前に分かったという感じなんでしょうかね。

【総務局 沼尻産業課長】 工事が始まる前というか、契約後ですね。それで設計を変更しております。

【片桐委員】 要は入札前の状況ではこういったことは調査したけれども認められなかったという、そういうことなのでしょうか。調査はそのときにはしていないということなのでしょうか。

【総務局 沼尻産業課長】 詳細のところはその場では確認できなかったという認識で ございます。

【片桐委員】 それから、これは結構長い工事期間を全体計画としてはあるようなんですが、基本的に全部同じ1者で契約がされているということでいいんですか。

【総務局 髙鳥総務課長】 結果としては、そういう形になってございます。

【片桐委員】 要は、ほかが入札に参加した実績はないということでしょうか。

【総務局 髙鳥総務課長】 最終的には辞退をされているという形になっております。

【片桐委員】 それは、いろいろアンケートを取られて木で鼻をくくった様な回答しか得られていないような気がするんですが、実態は何かつかまれていますか。同時期に同じような工事が並行して行われている事実が分かっているとか、そういったことはありますか。

【総務局 髙鳥総務課長】 特にそういったものというか、具体的にヒアリングをしていないのでいろいろと想像できるところはあるのかもしれないですけれども、こちらとしては、実際に人手が足りないですとか、技術者の厳しいところがあるといったところはあるだろうなという認識をしております。

【片桐委員】 分かりました。

あと、希望者は3名あっても辞退されているということなんですよね。そこはなぜ希望していたのに辞退したのかというのはさらに聞いてはいないという感じなんでしょうかね。 【総務局 髙鳥総務課長】 具体的な確認はしていないですけれども、やはりこういった狭いところですので、自分たちが今度どういった工事をやっていくか。あと、実際に今自分たちが請け負っている工事の関係を踏まえて、実際に考えてみたところでやっぱり難しいなという判断をしたのかなと考えております。

【片桐委員】 このままいくと、やっぱりこれ、今年で終わり、令和6年度で終わりということは次の年度で終わりということなのかもしれないんですけれど。

結局全部同じ業者さんがやるということでこれは終わっているということですか、じゃ あ。

【総務局 髙鳥総務課長】 結果として、そういう形になるというものです。

【片桐委員】 これは途中のところでほかの業者に切り替えるということは技術的に難 しいとか、そういうことはないということですよね。

【総務局 沼尻産業課長】 技術的な部分では特定の業者でないといけないということ はありません。

【片桐委員】 何とかやっぱりこういったものに関して特定の業者だけではなくてもいけるような工夫というのは、お考えのことがあったら教えていただけないですか。

【総務局 髙鳥総務課長】 なかなか悩ましいといいますか、それができれば本当に苦労はないところですけども、やはりこちらとしてはルールにのっとって業者の意向というのがどこまで酌み取れるかというともありますけど、何はともあれ発注する側の意向も汲んでもらいながらということですので、どうしてもせめぎ合いの結果になるのかなと考えております。

【片桐委員】 分かりました。ありがとうございました。

【有川部会長】 平田委員、お願いします。

【平田委員】 2つありまして、まずは私が申し上げていいのか、本当によく分からないんですが、三宅島から来てくださったんですよね。

【総務局 沼尻産業課長】 はい。

【平田委員】 なので、本当においでになるのが大変だろうと思いまして、例えばオンラインでお答えいただくとか、そういうことは。やっぱりここでは対面で説明しないといけないのでしょうかというのを申し訳なく思っているというのが意見です。これは全然お答えいただかなくて結構です。

それで、もう1つは、入札の工事で値段が安いことも本当に大事だと思うんですが、私たち建築に関わる経験をしてきたものからすると質をどうやって担保していくか。安ければいいわけではなくて、やはりいいものがつくれるかも同時に見ていかなくちゃいけないと思うんですね。ですので、必ずしも同じ会社が、同じ会社が取り続けている長期ということに関しては、いろいろな論点があるかと思うんですけれども、やっている会社が質がどういうふうによいのかとか、そういうところは何かチェックする。指名されているのかもしれないので、やっぱり次の工事のときに応募してオーケーですよというところで、もう既に質をちゃんと見ていらっしゃるのか。質についてはどのようにお考えなのか、教えていただけますか。

【総務局 沼尻産業課長】 質については、検査を行いましてきちんと現場で確認もしますし、その後工事評定というのも行いますので、質については問題なく施工されているものと認識しております。

【有川部会長】 私のほうからもちょっと。20ページの過去5年の入札状況について 聞きたいんですけれども、これより前というのはあるんでしょうか、この該当工事の部分 について。

【総務局 沼尻産業課長】 該当工事については、これより前はございません。

【有川部会長】 じゃあ、令和2年度が最初だったということですか。

【総務局 沼尻産業課長】 そのとおりでございます。

【有川部会長】 そうすると、2年度と3年度は、2回とも2年度は不調で、結局は契約に至らなかった、工事をしなかったという理解でよろしいんでしょうか。

【総務局 沼尻産業課長】 そのとおりでございます。実際に工事に着手したのは3年度からということになります。

【有川部会長】 最初の2年度の契約に至らなかった、不調に終わった原因分析はどういうふうにされていますでしょうか。

【総務局 髙鳥総務課長】 最初の段階ということは抜きにしても、いずれにしても業者のほうで技術的な部分が、技術屋さんの確保が難しかったということと、あと工期的に難しいものがある。あと、自分たちの仕事の混み具合でできなかったということを聞いております。

【有川部会長】 工期の難しさというのは、どの辺にあるんですか。

【総務局 髙鳥総務課長】 失礼しました。工期が立て込んでいて、自分たちの仕事の割り振りといいますか、そういったところで職人というか、技術屋さんの手が回らなかったという説明があったと聞いております。

【有川部会長】 そうすると、3年度からはその辺のところは修正されたわけですかね。 かなり手を挙げてきてもらったということは。

【総務局 髙鳥総務課長】 そのようなものと考えております。

【有川部会長】 分かりました。にもかかわらず、3年度以降については3か年間、平善さんしか、落札した業者以外は札入れのときに全て辞退している。この辺はどういうふうに分析されているんでしょうか。

【総務局 髙鳥総務課長】 これにつきましても、やはりいろんなところで三宅島や御蔵島の近隣のところで工事を請け負っているというところもございますので、そこでどのように職人さんをバランスよく配置していくかというところが難しかったのかなと想像しております。

【有川部会長】 そうすると、当該支庁の考えでは、業者がいっぱいいっぱい対応が非常に難しくなるぐらいの発注工事を毎年やっているというふうな理解でよろしいんですか。 【総務局 髙鳥総務課長】 今まで積み重なってきたところもあると思いますし、どうしても我々としてもやってもらいたい工事というのがだんだん増えてきているという状況がございますので。

ただ、業者のほうも職人さんが増えているかというとなかなか厳しいということは聞いております。いずれにしても業者的には難しい状況にあるということを考えております。

【有川部会長】 工事の目的は防災もあるわけですよね。のり面等の工事なので。悠長にやっていてはいい話ではないように思うんですが、そういったものを計画的に発注していくという、そういう工夫がされているんでしょうかね。とにかく発注工事と受注業者とのバランスが取れないぐらい発注工事が多いということになれば、計画的な執行というのはなかなか難しくなるような気がするんですけども。

総合的な話で恐縮なんですけど、ぜひ見通しとして受注業者が少ないところへ、それとも三宅支庁の考えだけの業者だけで請け負わせようとして、こういったいろいろ必要な工事を進めていくというのは、本当に無理がないんでしょうか。

【総務局 髙鳥総務課長】 我々もできない工事を発注してもしようがないので、例えば工事を少し長めに、場合によっては債務負担になるような2か年で長くすることによってバランスよくできるとか、あと近いような工事については1つにまとめるといいますか、そういった工夫は我々のほうの支庁としても努力をしているところです。また、支庁ですとか、村役場さんですとか、いろんなところにも働きかけ、お願いをしながら、協力しながら進めているところです。

【有川部会長】 地元業者の保護とか、あるいはいろいろ働いていますので、いろんな 交通費等のコストがかかるとは思うんですけれども、受注業者が少ないことを乗り越える ためにどういう工夫をされているんでしょうか。

【総務局 髙鳥総務課長】 即効的なものというのはなかなか難しいと思っていまして、 短期的には今申し上げたような工事の発注の仕方を行政の発注する側で考えていくという こともございます。あとは業者のほうも人手が足りないというのがありますので、技術屋 さんをいかにして養成するかということで、我々が協力できるところ、職人さんを育てて いくですとか、技術屋さんを育てていくといった中長期的なものもやっていくように今努 力をしているというところです。なかなかすぐに芽が出るものではないので、非常に難し いところではありますけども、努力しているというところでございます。

【有川部会長】 ほかの委員から何かありますでしょうか。 飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 20ページの一覧表で、2年度不調になったのが2件ありますが、この 工事は3年度と書いてあるところにずれて入り込んでいるんですか。

【総務局 沼尻産業課長】 そのとおりでございます。

【飯塚委員】 でも、それにしても2年度2つ合わせても6,000万ぐらいで、3年度は3,400万、見合いの数字じゃないですよね。

【総務局 沼尻産業課長】 説明不足で失礼いたしました。同じ工事を2年度中に2回 発注をしているというようなことになります。1回目で不調でして、年度内にもう一度発 注したというようなことになります。

【飯塚委員】 それでも不調だから年をまたいで3年度でようやく契約ができたということですか。

【総務局 髙鳥総務課長】 そういう形になります。

【飯塚委員】 こういうものを造るときに工事だから技術者が寝泊まりするようなところ、いわゆる飯場みたいなものは造りますか。

【総務局 沼尻産業課長】 工事のやっぱり規模によって造る場合もございます。

【飯塚委員】 このケースはどうですか。

【総務局 沼尻産業課長】 この工事は、恐らくちょっと詳細までちょっと申し上げられないんですけども、島内事業者であれば島内で宿舎を持っている業者もありますので、そういったところに作業員を泊めるということもございますし、足らなければ島内の宿を借り上げて泊めるということも場合によってはございます。

【飯塚委員】 そういうことまでは、どうしているかは把握していないんですね。

【総務局 沼尻産業課長】 失礼しました。この場合は島内の事業者の宿舎のほうに泊まっているものと思われます。

【飯塚委員】 この平善の宿舎があるわけですか。

【総務局 沼尻産業課長】 そうですね。そこに泊まっているものと考えております。 ちょっと詳細にどういう作業員がどこに行っているまではちょっと申し上げられなくて申 し訳ございません。

【飯塚委員】 そう考えると、平善さんが雇用している労働者に常に仕事を与えていく 必要も会社としてはあるわけですよね。同じことがほかの事業所においても言えるわけで、 どこかで平和的なすみ分けをやっていかないと会社も労働者も困るというような背景が見 えるんだけれども、そういっても、だからという決め手はないですけどね。

このケースは3,000万、4,000万という小さな工事なのであれなんですが、漁港や何かを造るときに大きな飯場を造って、そこで本当は単年度契約なんだけれど、3年契約にしているとか、そういうケースを見たことがあるので、そういう観点で少し厳しめに見ていかないといいようにされてしまう。そんな気がしますので、参考にしてください。

【総務局 髙鳥総務課長】 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

【有川部会長】 これまで何度か島しょ部の工事について同じような状況を見させていただいているんですけども、結局辞退しないで札をみんなで調整しながらやると一発で談合で引っかかるし、もし発注者側がある程度それにアドバイスなんかをするともう官製談合になってしまうので、どうしてもこういった島しょ部の中で発注しなきゃいけない工事と受注業者とのバランスが非常に難しいというときには、恐らく特定の工期については特定の業者が、こういったものはずっと続いていくことになるんだろうと思います。

その中で予定価格を事前公表するので、結果的にはあらかじめ決まっている業者が特定の、つまり予定価格ぎりぎりのところで札を入れていくという構図になっていくので、これを改善する方法は、やっぱり最初の話に戻るんだと思いますけども、発注の計画的な執行というんですかね。限られた業者の中で必要な発注工事をいかに競争性を確保する工夫をしながらやっていくか。

債務負担行為の話も出ましたけれども、とにかく外から見て、こういう表を作っちゃうと摩訶不思議な姿がずっと続くことになるので、これは三宅支庁だけの話ではないので、東京都の島しょ部では同じような構図が今見受けられるので、とにかく都民から見て、ちょっとこういった形ではない工夫がないのかなというのを、なかなか簡単に結論は出ないのかもしれませんけれども、談合を避けながらも、それでも特定の業者が1者入札を続けるということを回避するための工夫をぜひやっていただきたいのですけども、恐らくこれは1者入札の原因分析をしっかりやってもらっても、結果的には受注業者がいっぱいいっぱいで受けられないという、そういう話になるのだとすれば、結局、幾ら1者入札の原因分析を徹底しても、そこのところは改善にはすぐに結びつかないような気がするのですけども、ちょっと具体的な改善策が出せなくて申し訳ないのですけど、何か三宅支庁の方、あるいは本庁の方で意見、参考になる話がありましたら教えていただきたいのですけれども。

【臼田契約調整担当課長】 今の先生のおっしゃっている話に関しましては、我々としては、全庁的な取組としては、やはり施工時期の平準化ということは、業界側からの求めも非常に強いですし、国のほうもそういったことに取り組むことによって、働き方改革ですとか、そういったことに寄与するということで、やはり一時期にまとまってぼんと出すというよりは、しっかりと通年で発注時期というものを平準化させてということによって受注機会を確保していく、いろんな方々が取れるような形でやっていくということで、現状、各局などでも目標を立てながらやって、島はちょっとまた特殊な環境もございまし

て、事業者がなかなかどうしても限られてくるという中にあって、難しい面はあるのですけども、それでも、やはりその辺りについては、各支庁において取り組んでいただいているというふうに思っておりますので、それについては引き続き全庁を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは、島しょ部の工事については、繰り返し同じようなことを申し上げているのですけれども、附帯意見として、そこまで改めて言う必要はないというのでしたら、ぜひ反論していただきたいのですけれども、本件工事についても、こういった同一業者が長期継続して、かつ他の者が札入れのときに1回目でみんな辞退していくという構図が、外から見てやっぱり奇異に感じられないようにしなきゃいけないし、そういった構図の中で、仕組みとして、予定額の事前公表をやっていくということになるものですから、落札率が100%近い形がずっと続くという、こういう構造になりますので、今、臼田課長からも言っていただいたのですけれども、本庁全体に通じる話かもしれませんけども、島しょ部においては特に、先ほど三宅支庁の担当の方もおっしゃられましたけれども、ぜひ計画的な契約執行、工事執行のために、さらなる努力を、いろんな工夫をしていっていただければと思います。

そういった非常に総体的な、総合的な附帯意見でありますけども、そういったものをつけるということでよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 各委員に対する、具体的な提案でなくて大変恐縮なのですけれども、 一応、島しょ部における工事の難しさを念頭に置いた上で、さらなる計画的な執行につい て努力していただくということで、この委員会の意見をまとめたいと思います。どうもあ りがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

(総務局職員退室)

(交通局職員入室)

【有川部会長】 それでは、3番目の案件に入りたいと思います。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案3の事業所管局である交通局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いします。

【交通局 中島契約課長】 交通局契約課長の中島と申します。よろしくお願いいたします。

【交通局 高松電力課長】 車両電気部電力課長をしております高松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案3をご覧ください。

1者入札及び高額の事案として抽出されました案件で、件名は「大江戸線練馬変電所変

電設備更新工事」でございます。

本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、申請1者、資格確認1者、応札 1者で、落札率は99.40%となってございます。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。 説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、各委員、質問、意見がありましたらよろしくお願いします。 恐縮ですけども、選んでいただいた平田委員をご指名してよろしいでしょうかね。

【平田委員】 はい。

【有川部会長】 平田委員のほうから、質問をお願いします。

【平田委員】 平田でございます。教えていただきたいのですけれども、私は何しろ初めての委員会なので、ちょっと不慣れなところもあるかと思いますが、ご了承ください。

こちらは1者入札で、さらに高額案件で、さらに不調で再発注をされているという印がついていますので、まず最初の発注が不調に終わったのはなぜかという、推測できる理由と、それから、多分、そういうのは最近多いのだろうと思っていまして、価格をもうちょっと上げたいというようなこともあるのかもしれないのですけれども、この変電所の変電設備の更新というのは、割と複数の業者が参入できるのではないかと推測しておりますので、その不調に終わった理由のところで、参入の難しさだとか、いろいろな理由があるのでしたらぜひ教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【交通局 高松電力課長】 ご質問ありがとうございます。

私のほうからご説明させていただきます。

まず1回目の不調でございますけれども、やはりこの不調の結果を受けまして、入札に 参加していただいた2者につきまして、ヒアリングをさせていただいております。

その中では、大きく2つ理由がございまして、まず1つは、やはり金額の乖離というところですとか、あともう1つは、監理技術者ということで、工事をするためには、監理をするための技術者を立てなければいけないのですけれども、その技術者の確保をうまくできませんでしたという理由でした。

特に、金額の乖離ですけれども、いわゆる変電するため、電気を受けるためのそういった機器、いわゆる変電機器と言われるやつなのですけども、そういった機器のお金自体がうまく合わなかったということもありますけれども、それ以外に、搬入するための費用、こちらが当初の計画と大きくずれているというようなヒアリング結果がございましたので、この辺りを見直しながら、再発注をさせていただいております。

ご質問の中にもありましたけれども、実際、複数、いろんな事業者でもこういった施工はできますので、入札をかけて、今回、入札に至ったというような状況でございます。

【平田委員】 再入札をしても、やはり1者しか、よく読めていないのですけれども、 1者しか応募しなかったのですか。 ヒアリングした会社から、同じところが、今回、来たということですか。

【交通局 高松電力課長】 そうですね。結果としましては、1回目に入札を辞退されましたけれども、そこの会社さんが2回目に入札していただいたというような状況でございます。

【平田委員】 入札が全体として不調が多いというのは、何か建築業界の中で伺っているので、どういう原因なのだろうといろいろ思うのですけれども、今、やはり価格と、それから搬入、それを構成する搬入費だとか、その設備機器の値段だとか、いろんな折り合わない点というのと、もう1つ、人的な要因を今お話しされたと思うのですが、その人的要因のところはかなり私も危機感を持っていまして、人材育成が本当にないと、工事する人の規模も高齢化して、少子高齢化じゃないですけど、すごく縮小していて、それで、外国の人が参入して、質がなかなか、日本人ではないことにより意思疎通がなかなかできなくて、細かいところまでできないというような要因などもあるのか、何かこの入札のシステムそのものの手前にある問題をどのようにお考えなのか、参考として教えていただけないでしょうか。

【交通局 高松電力課長】 ありがとうございます。

このときのヒアリングの中では、いわゆる作業員、技術者というよりも作業員自体が少ないという実はお話までは伺っておりませんで、管理をしていくための施工管理技術者という方がいるんですけれども、そちらは一定程度の資格が必要なんですが、そういった資格を持っている者を長い間確保しなければいけないので、そういった確保がちょっと難しいというような状況だというふうに、このときは伺っております。

ただ、工事のタイミングですとか、工期の長さですとか、そういったところで、そういった会社さんでうまく技術者を割り当てて入札されるのではないかなというふうに考えますけれども、ちょっとそこは状況によって違うのかなというふうに思っております。

【有川部会長】 他の委員、ありますでしょうか。

では、先に私のほうからちょっと。不調になったときのヒアリングというのがあるので、ヒアリングの結果、次の入札が成立するような予定価格に改善されたというのは大変結構なことだと思うのですけれども、このヒアリングは、当初2者が希望していて、最終的に最初のときは2者とも降りていったというのですので、ヒアリングは2者から、両方からやったということなのでしょうか。

【交通局 高松電力課長】 はい、そのとおりでございます。 2者とも行わせていただきました。

【有川部会長】 最終的に不調の後の入札では1者になりましたけど、もう1者はどうして降りていったか分かります。

【交通局 高松電力課長】 このときは入札が決まったということもありまして、正式なヒアリングというわけではなかったのですけれども、別件のときにちょっと機会をつかまえて、この業者さんに実は聞いたところ、やはり監理技術者がどうしても確保できなか

ったというふうには伺ってございます。

【有川部会長】 そうですよね。いつもいろいろ会議で、この委員会でもいろいろ議論しているのですけど、なぜ1者入札になったのかとか、あるいはなぜ不調になったのかという原因分析を、しゃくし定規に決まっているルールでしか、一応、ルール上、その部分をやりましたというだけではなくて、大変好感を持つのは、きちんとやっぱりそこのところの原因を分析するためにいろいろ工夫をされている、その結果、次の落札に至ったのだろうと思います。

ただ、1者入札になった2回目のときは、つまり不調の後は1者入札になったということなので、今ヒアリングをしているということですので、ぜひ1者入札になった原因についての分析結果についても、次に情報連携できるように整理しておいていただけるとありがたいと思います。

他の委員からは、何かありますでしょうか。

飯塚委員。

【飯塚委員】 この12ページの表を見ますと、令和4年のときの予定価格が14億ですよね。2回目は、それから1年半ぐらいたって20億。これ、14億と20億とで随分差があるんですけれども、この14億というのは、何か勘違いをしたとか、その類のことなのでしょうか。

【交通局 高松電力課長】 ありがとうございます。

特に大きな乖離になっていたのが、先ほどありましたが、機器費、いわゆる配電盤と言われるこの機器関係なんですけれども、当初の我々が積算した中身ですと、確かな見積り、数者から見積りを取っているんですが、その中のいわゆる最低価格、一番安い価格というのを目指しながら積算をしてございましたけれども、やはり今回の入札などのヒアリングを受けまして、どういったところでもこういう機器は作れますので、いわゆる平均価格をもって、今回、積算をし直して入札をかけたということでございます。これが一番大きな費用の乖離ということになってございます。

【飯塚委員】 それで、1億、2億違うのならともかく、5割増しなのですよね。 最低のラインを取るのをやめて、平均的な価格にして、それで5割増しになるというのが、いま一つぴんとこないのですけれども、どうですか。

【交通局 高松電力課長】 ありがとうございます。

その他にも、搬出入費が結構大きなウエートを占めていまして、あそこの練馬のところの地上のところから地下にそういった変電設備を入れるのですけれども、いわゆる20トンクレーンを道路に置きながら施工するというような状況でございます。

なおかつ夜間でしか作業ができないという状況でございましたので、我々の中でも、過去知見といいますか、積算の基準の中から積んではみていたのですけれども、それ以上に日数がかかるというようなヒアリング結果もございましたので、そういった機器搬入の費用ということも見積り直して、先ほどの機器費と合わせて、今回、5億円か6億円、金額

が上ったというような状況でございます。

【飯塚委員】 では、そこのところは、当初の積算に当たって見込み違いがあったということなのですかね。

【交通局 高松電力課長】 はい、そのとおりでございます。

【飯塚委員】 ありがとうございます。

【有川部会長】 先ほどはちょっと褒めたつもりだったのですけど、今度の場合は、飯塚委員から今指摘がありましたように、やっぱり不調の後の結果、不調の結果の原因分析のヒアリングで、当初の積算において、いろいろ検討が十分でなかったということが分かって、次の競争、1者ではありましたけれども、競争へ向かえたと、入札手続きに入れたということなのですけれども、要は当初の積算において十分見込みができなかったことについて、今回は不調によってその誤謬が補正されたのですけれども、通常の場合ですと、そこのところの、つまり積算が適切に行われなかったということが、何か別な障害があれば分かる、気づくことになるのでしょうけれども、通常の予算を積算していく過程で、こういった積算が十分工事の実態に合わないというようなことを内部で検証できるような仕掛けになっているのでしょうか。

【交通局 高松電力課長】 今回の事案につきましては、先ほど<u>盤</u>の見積りとかをしている中で、最安といいますか、いろんな仕様を各者が作ってきている中で、この仕様にして、それをこうやって搬入してというような計画を立ててございます。

ですが、実際に施工する側からすると、こういった搬入のやり方ではなくて、例えばこういったクレーンを使いたいですとか、こういった中身でやりたいというような話で積算をされてきます。

我々の検討の中で、幾つか、当然、搬入の計画というのは練りながら、これでいこうということで積算をしていくのですけれども、それがちょっとヒアリングの中では、なかなかそれだと難しいのではないですかと、こういったやり方でいかないと難しいのじゃないですか、ですから、我々はこういった形で設計を考えていますよということでしたので、そういった中身を取らせていただきました。

この施工の内容の確認ですけれども、今後も含めてですけれども、そういった知見がどんどんございますので、そういった中で案を幾つか考えながら、最も効率的であると、最もそういった費用とかも含めて効率的であるというところで検討してまいりますので、そういった体制で進めさせていただいております。

【有川部会長】 ぜひそういった、反省点といいますかね、改善すべき点については、 次の工事とか、関連工事以降、うまくバトンが渡せるように情報を共有する工夫をしてい ただければと思います。

ほかの委員は、よろしいでしょうか。よろしいですか。

では、本件工事については、特に附帯意見をつけるほどではなくて、ちょっと要望だけ申し上げましたので、附帯意見なしということでいきたいと思いますが、よろしいでしょ

うか。

(異議等なし)

【有川部会長】 どうもお付き合いいただきまして、ありがとうございました。

【交通局 高松電力課長】 ありがとうございました。

(交通局職員退室)

【有川部会長】 それでは、ちょっと予定より少し時間が押していて恐縮なのですけれども、ここで休憩を取らせていただきたいと思います。

(休憩)

(警視庁職員入室)

【有川部会長】 それでは、議案4に入りたいと思います。

警視庁の出席の方、よろしくお願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案4の事業所管部局である警視庁の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

【警視庁 高橋用度課課長代理(契約調整担当)】 失礼します。警視庁の総務部用度 課課長代理契約調整担当の高橋と申します。本日はよろしくお願いします。

【警視庁 川杉交通管制課課長代理(信号機整備担当)】 同じく警視庁、交通部交通管制課課長代理信号機整備担当をしております川杉と申します。よろしくお願いします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案4をご覧ください。

1 者入札の事案として抽出されました事案で、件名は「交通信号機更新(集中式制御機・視覚障害者用・施設更新)工事」でございます。

本件は、希望制指名競争入札にて発注したものであり、希望19者、指名10者、応札 1者で、落札率は92.02%でございます。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは、委員から質問、意見をいただきたいと思いますけれども、これを選んでいただきました飯塚委員から、先に何か意見がありましたらお願いします。

【飯塚委員】 はい、分かりました。

この交通信号機というのは、東京都全体で、年間に何件くらい対象の工事があるんですか。

【警視庁 川杉交通管制課課長代理(信号機整備担当)】 箇所は大体1,000か所弱です。その1,000か所弱につきまして、数か所を1つの発注案件としまして発注している状況です。

その件数につきましては、おおむね、毎年前後しますが、200件前後の件数になるか と思います。

【飯塚委員】 箇所数で1,000か所で、1か所の信号機は何本なのですか。

大体でいいです。

【警視庁 川杉交通管制課課長代理(信号機整備担当)】 すみません。名前を言うのを忘れてしまいました。交通管制課、川杉と申しますが、ここにもありますように、信号機の整備をする事業の内容によって、柱の本数だとか、柱を変えない工事もございまして、何本とかという本数で決まっているものではありません。その中で、施設更新というものが入っているものであれば、おおむね交差点の中の古い柱につきまして更新するというようなことになりますので、1つの交差点で、2本ないし3本程度更新するような形になると思われます。

【飯塚委員】 いずれにしても、東京都内の交通信号機というのは今1,000件というような数字が出たりしていますけれども、非常にたくさんあるわけですよね。

私が思いますのは、これを1件ごとに別々の工事としてくくるのではなく、交通信号機の製作とそれを建てる施工とを分けて考えたらどうかということを思うのです。

というのは、信号機の製作だけを何百本と受注する、そうすると、そこに当然コストが 下がっていくということがあると思います。

それから、それとは別に、施工は施工業者に頼んでいく、その辺りを、製作をして、施工まで小さな単位でこうやって積み上げていくということではなくて、もっと横に切って、製作は製作、施工は施工というようなことで考えていくと計画的な事業の執行というのができるだろうと思うのですが、どうですか。

【警視庁 川杉交通管制課課長代理(信号機整備担当)】 警視庁、川杉と申します。 ご指摘のように、柱だけとか、機器だけということで発注するというようなことも考えられなくはないのですが、特に信号機を制御する機器の場合につきましては、交差点個々に、形といいますか、製造する中身が異なっておりまして、ソフトウエアの関係ですが、ですので、他に融通が利かないというものです。

ですので、機器は調達できたのだけれども、工事が契約できないとその機器が余ってしまうということですので、そのままの状態になってしまいまして、また、その調達した機器を保存といいますか、保管しておく場所等の関係もあるかと思っておりまして、1つ1つの交差点が完了していかないということが想定されますので、工事と材料、その他機器もございますが、一体として発注を行っているというのが現状でございます。

【飯塚委員】 そういうふうに言ってしまったら、新しい形での事業の執行というのはできませんよ。だから、今おっしゃったような、多少の工夫とか、あるいは機器の差異というのはあるでしょうけれども、共通項というか、最低限共通的なものというのもまた別にあると思いますので、そういう最低限共通的なものはもうまとめて作っちゃおうと、そして、今おっしゃったようなニュアンスのものは、その後、組み立てる過程で対応していくというようなことをしないと、何千件もある交通信号機を1個ずつ組み立てて建てる、組み立てて建てるというようなことをやっていくというのは、あまりきれいじゃないと思うのですね。

急に言われても難しいかもしれませんけれど、そういう視点でまた考えていただけたらと思います。

【警視庁 川杉交通管制課課長代理(信号機整備担当)】 警視庁、川杉です。

ご指摘の点も踏まえまして、何か工夫ができないかというようなところで、今後、研究をしていきたいと思います。ありがとうございます。

【有川部会長】

それでは、ほかの委員、ありますでしょうか。

片桐委員、お願いします。

【片桐委員】 これは9月に入札が行われて、工期が2月9日までになっているのでしょうかね。

下期に行われていると思うんですけれども、工事は。上期と下期の案件の比率というのは、今、どんな、何件、大体何単位といったような感じで行われているか分かりますか、この信号機に関して。お願いいたします。

【警視庁 川杉交通管制課課長代理(信号機整備担当)】 警視庁、川杉と申します。 ちょっと件数までは把握しておりませんが、やはりゼロ都債の予算とかを活用しなが ら、平準化というものを図っているところではありますが、どうしても年度後半に偏ると いうような傾向はまだあるかと思っています。

先ほど申しましたように、全体で200件前後、毎年、発注するようなことでやっておりますので、後半にはやはり3分の2ぐらいの比率ではまだあるのではないかなと思われます。

ただ、平準化というようなことで、いろんな予算の活用をさせていただいて、今後も平 準化を引き続き行っていくような計画ではございます。

【片桐委員】 ありがとうございます。この論点は、たしか以前からずっとこの会でも 出ていたと思うので、引き続き、上期と下期の平準化をお願いできればと思います。 よろしくお願いいたします。

【有川部会長】 関連してお伺いしたいのですけれども、全体的な、全般的な工事についての平準化の課題はこれからもどんどん取り組んでいかなきゃいけないと思うのですが、信号機についての年間発注における平準化の一番弊害になっているのは、どの辺に原因があるとお考えでしょうか。

【警視庁 川杉交通管制課課長代理(信号機整備担当)】 警視庁の川杉と申します。 予算の中で、当然、単年度主義というのがございますので、年度の当初に設計、積算を して発注するというようなことになりますので、どうしてもスタートが遅くなってしまう ということであります。

ですので、それの前倒しというような形で、ゼロ都債の活用、または、今、東京都の中でも平準化ということで、12か月未満工期の債務負担行為というようなこともできるだけ活用しなさいということで指示が来ておりますので、その辺につきましては、予算要求

の中で、債務負担行為を活用していただくような予算要求を今年度から実際に行っている ところでございます。

【有川部会長】 ゼロ都債の活用や、その債務負担行為の活用をすれば、さらに3分の2が2分の1近く改善されていくというふうな感じの理解でよろしいでしょうか。

【警視庁 川杉交通管制課課長代理(信号機整備担当)】 警視庁の川杉と申します。 先ほど言いました、年度末に固まってしまいますと、工期が短くなる、というようなこ ともございますので、その活用をして、実際に手が動かせない、2月と3月とか、年度を 超えました4月、5月という時期に工事をしたいと思っています。

ゼロ都債の活用をしつつも、やはり実際に着手するのは4月1日なので、やはりその谷間といいますか、実際に手を動かせられないところを有効的に活用して、年間の中で谷間を作らないといいますか、そういったことでは取り組んでいきたいと思っています。

また、業者の数も、信号機工事というのは限られているという現状がありますので、その辺も業者の参入数、新規業者の参入だとかというのも、いろいろな関係部署に声をかけながら拡大を図っているという状況でございます。

【有川部会長】 ありがとうございました。

私から、もう1点だけ、すみません。

資料をいただきました9ページと10ページの関係なんですけれども、希望19者に対して、指名10者なんですが、このように圧倒的に辞退が多いというか、ほとんど辞退になってしまう、こういう構造を原因分析してくださいというのは再三言っているので、ここで改めて申し上げませんけれども、恐らくその原因は、先ほど来言っている計画的な執行とか、もろもろの事情が恐らく原因として出てくるのだろうと思いますが、要は、幾ら希望しても、最終的に降りていっちゃう、辞退してしまうという状況であれば、できるだけその母集団を増やしたほうがいいのじゃないかと思うので、機械的に10者だけに絞っちゃう以外の方法は考えられないのでしょうか。

例えば希望した業者については、取りあえず可能な限り指名するというような工夫はないのでしょうか。

【警視庁 高橋用度課課長代理(契約調整担当)】 用度課の高橋でございます。ご回答させていただきます。

警視庁だけではないのですけども、基本的には、当庁でも、東京都の工事請負の指名競争入札の参加の基準といいますか、その基準に基づきまして、原則10者というところがあるものですので、10者を選定をして入札を行っているところでございます。

以上でございます。

【有川部会長】 恐らくそのルールは、こんなに最終的に札入れをしたら1者以外は全部辞退するというような状況がそんなに顕著に出てこなかった時代の話だと思うので、ぜひそこのところは、警視庁だけの話じゃないかもしれませんけれども、10者というその原則にあまりこだわらずに、最終的に1者入札が続くようであれば、あるいは圧倒的な数

が辞退していくようであれば、根本的な原因は先ほどのようなものが改善していけば、また競争環境が整っていくのだろうと思いますが、過渡期における工夫の1つとして、希望者をなるべく限定しない工夫も考えていただきたいと思うので、ぜひ検討していただければと思います。

【警視庁 高橋用度課課長代理(契約調整担当)】 承知いたしました。委員のご指摘 どおり、今後、財務局さんと連絡を取り合いながら、改善をできるところはしていきたい と思います。

以上でございます。

【有川部会長】 どうぞ検討してください。

【平田委員】 平田でございます。

初めてなものでよく分かっていないのですが、今、部会長がおっしゃっていたのは私もとても気になっていまして、19希望がいて、10指名されて、10で競って1しか応募しないというところで、14ページをご覧いただくと、その辞退者の辞退理由が書いてありまして、これはトータル9者のことと書いてあるので、外れた9者のご意見となる。

この9者は、10者の指定した人のお答えですか。

【警視庁 高橋用度課課長代理(契約調整担当)】 ご回答させていただきます。 委員が言われるとおり指名した10者のうちの1者しか応札をしなかったものですので、残りの9者、辞退したその辞退理由でございます。

【平田委員】 そうすると、特に配置予定技術者の配置が困難になったためというのは、事前に価格も公表されていて、そして時期も、時期的な平準化はさっきから議論になっていますけれども、なぜこのようなことが起こるのだろうかというのが素朴な疑問でして、技術者の配置というのは、具体的にはどういうことを指しているのか教えていただけないでしょうか。

価格が課題になったとか、そういうことだったら分かるのですけれども、技術者の配置 というのは、そもそもなのではないかと思います。

【警視庁 川杉交通管制課課長代理(信号機整備担当)】 警視庁の川杉と申します。 恐らくこの入札日前後に、同種の信号機工事も同じように入札案件が幾つかありまして、それに重複して指名されている業者等がいるかと思われます。

ですので、ほかの案件を入札してしまうと、ちょっと技術者の配置が、困難となり、このような回答をしているのではないかということが想定されます。

【平田委員】 ありがとうございます。

そうすると、やはり平準化をして、ばらしたほうがよさそうな感じということですね。 ありがとうございます。

【有川部会長】 片桐委員、よろしいでしょうか。

それでは、時間ですので、ちょっとまとめに入りたいと思います。

今、議論の過程で大体各委員の意見等は分かっていただいたと思いますので、冒頭、飯

塚委員からありました話は、非常になかなか時間がかかる長期的な話なので、ただ研究していただくということではありますので、ぜひ研究課題にしておいていただければありがたいと思います。

そのほか、先ほどの希望者に対する10者指名ということについて、また、弾力的な運用についてもさらに検討していただくということで、それを附帯意見とさせていただいて、本件の審議は終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 長時間お付き合いいただきまして、ありがとうございました。 それでは、議案4はこれで審議を終わりまして、議案5に入りたいと思います。 (警視庁職員退室)

((所管局)職員入室)

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案5の事業所管局である(所管局)の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【(所管局 A)】 (所管局 A)です。よろしくお願いいたします。

【(所管局 B)】 (所管局 B)と申します。よろしくお願いいたします。

【(所管局 C)】 同じく(所管局 C)です。よろしくお願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案5をご覧ください。

令和5年7月に談合情報処理を行った事案でございます。

(非公表事項)から寄せられた情報につきまして、(所管局)において、談合情報検討 委員会を開催したものでございます。

談合情報検討委員会は、2回行われております。その結果、明確な談合の事実は認められず、契約締結をしたものでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

【今村電子調達担当課長】 ありがとうございます。

【有川部会長】 それでは、早速ですが、各委員から質問、意見がありましたらお願い します。

先に私からで大変恐縮なんですけれど、2ページにあります「情報について」というところで、(非公表事項)の発言といいますか、情報提供の中身ですね。

最後のパラグラフ辺りのところなんですけども、「関係会社同士は参加できないのではないか」の後に、「また、(非公表事項)の首都圏営業本部営業部長で大丈夫か」という、この「また」以下は、どういう意味合いで言っているか、分かりますでしょうか。

【 (所管局 A) 】 (所管局 A) です。

お答えいたします。こちらの情報が寄せられた中に、(非公表事項)のホームページ上に、こちらの今回お話が出ています(非公表事項)代表取締役である(非公表事項)という方のお名前が、この(非公表事項)のホームページ上に執行役員という形で載っている

というのが今回の話です。

この執行役員の中に、括弧書きで、このホームページ上に首都圏営業本部営業部長というのは執行役員の括弧として書いてありまして、そこが、要するに(非公表事項)の中で営業を担当している方が、今回、別の会社の(非公表事項)のほうの代表取締役を務めているのではないかということで、そこに問題があるのではないかということをお話しされたものというふうに考えられます。

以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。

関係会社同士の参加はできないのではないかという、本命の質問のほかに、具体的にその部分を強調されているという理解でよろしいでしょうかね。

【(所管局 A)】 はい、おっしゃるとおりです。

【有川部会長】 本筋の話でなくて大変恐縮なんですけれども、27ページの入札経過調書を見させていただくと、かなり競り合った上位3者が登場人物なので、本件についてはやっぱりこの3者が激しくこの発注に対して積極的だったというふうな印象を受けるのですが、そういう理解でよろしいでしょうかね。推察にしかすぎないのかもしれませんけど。

【(所管局 A)】 (所管局 A)です。

今回、(非公表事項)の9億円以上の工事ということで契約の議案になっておりますけれども、(非公表事項)の契約はやはりふだんからかなり人気がございまして、今回こういった形で、全体として12者の希望があり、実際、応札していただいたのが9者ということでございます。

また、やはり(非公表事項)も同じような案件がたくさん出ておりますので、やはり仕様としても似通ったものが出ているということもありまして、毎回ではないですけども、やはり同じような事業者さんが、ぜひやりたいということで競争性が高いというような案件の1つだというふうに考えてございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

皆さん、何かありましたら。よろしいですか。

片桐委員、よろしいですか。分かりました。

各委員から質問がないということは、恐らく私と同じ意見だと思うのですけど、談合情報に対する処理については、ルールどおり執行されていると思いますので、特に意見なしという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 では、これで本案件についての審議を終わりたいと思います。どうも ご苦労さまでした。

((所管局)職員退室)

【有川部会長】 それでは、本日予定されておりました議案は全て終了することになり

ます。

議案1と議案2については、附帯意見、議案4もそうですね、若干ですけど、附帯意見をつけまして、その附帯意見を、改善していただくということを意見として付して、全体としてはルールどおりに執行されているという結論にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 ありがとうございます。

せっかくですので、他に何か意見がありましたら。よろしいですか。

すみません、結論を急いで申し訳ありません。

それでは、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉でございます。

最後に、いただきました意見などにつきまして、改めて整理させていただきたいと思います。

まず、議案1に関しましてでございます。

有川委員からは、高落札率についての考察についてご質問がありました。

回答といたしましては、公表段階で価格帯の幅を示していて、その中で結果的に予定価格に近接した入札になったと考えているとの回答がありました。

また、予定価格の価格帯で示す形の事前公表については、1者しか入っていなかったことを受けて、見直すことはないのかというご意見がありましたが、それに対して、予定価格の価格帯についてはあらかじめ示していて、その価格帯の設定範囲などをルールとして定めているという回答がありました。

したがいまして、続けて、案件公表時に既に示しているもののため、1者参加や1者入 札の時点で取りやめる、あるいは見直すといったことは難しいといった回答がありまし た。

飯塚委員からは、本システムは、ベースとしては活用できるシステムがあるのではないか、下水道局特有のシステムなのかというご質問がありまして、回答といたしましては、 局所的な降雨等について、円滑に排水するために重要なシステムであり、雨水等の排水のためにポンプの運用を支援するためのものであると。したがって、下水道の事業のための独自のシステムであるという回答がありました。

続きまして、平田委員からは、特定の1者しかできないというわけではないということですけれども、質の担保はどうなっているかというご質問がありました。

それに対しまして、システムの品質自体は機器に寄与する部分が大きいけれども、その 品質は機器製造メーカーで担保されていると。また、設置については、東芝インフラシス テムズ以外でも可能と考えているとの回答がありました。

全体といたしましては、複数の参加者が想定された中、結果的に1者しか参加されなかったという状況がある中、可能な範囲で原因分析について工夫していただきたいという附

帯意見がございました。

案件1につきましては、以上でございます。

案件2につきましては、有川委員から、落札者の辞退の理由、分析についてご質問がありまして、それに対しまして、近接の島で工事を請け負っているということもあり、技術者、あるいは職人をバランスよく配置することが難しかったのではないかというふうに考えているとの回答がありました。

また、受注者が少ないことを解決するための取組はどうやっているかというご質問がありまして、計画的な発注や、あるいは業者や技術者をいかに育成するか、こういったことも中期的な視点で努力しているという回答がありました。

また、談合を避けながら特定の業者が1者入札を回避するという工夫をやっていただき たいという意見がありました。

それに対しまして、全庁的な取組としては、平準化など、業界などの要望もあり、一時期にまとめてよりは発注時期を平準化させて受注機会を均等化するという取組を行っているという回答がありました。

飯塚委員からは、宿舎は造っているのかなどといったご質問がありまして、局から回答があったところでございます。

また、片桐委員からは、希望者が3名いたのに、なぜ辞退したかということを聞いていないのかというご質問がありまして、回答といたしまして、具体的な確認はしていないが、自分たちが請け負っている他の工事等を踏まえて、厳しいという判断をしたと考えているとの回答がありました。

また、平田委員からは、品質を担保できるのかという、取組についての考え方を教えてほしいという質問がありまして、品質については適切に調査や<u>成績評定</u>もしているという回答がありました。

案件2につきましては、最終的に、島しょ部における工事の難しさは理解するが、より 計画的な工事執行に向け、さらなる努力をしていただきたいというまとめがありました。 案件2につきましては、以上でございます。

案件3につきましては、有川委員から、再発注時に参加いただけなかった1者に理由を確認したのかというご質問がありまして、当初発注については、2者に実施しまして、再発注についても、当初は参加したけれども再発注では参加いただけなかった1者にヒアリングしたところ、技術者の配置ができなかったと聞いているとの回答がありました。

飯塚委員からは、当初発注が14億で、再度発注では20億に上昇している中で、どのような理由かというご質問がありまして、それに対しまして、見積りにつきましては、最安値で積算したところ、それを改めて、再発注については平均値を採用したという回答がありました。また、搬入費についても、クレーンを活用した夜間施工といった状況の中で、積算の見直しをしているとの回答もありました。

平田委員からは、当初発注が不調となった原因、参入の難しさはなかったのかなどにつ

いて質問がありまして、それに対しまして、当初不調を受け、参加者にヒアリングをした ところ、金額の乖離と技術者確保がうまくいかなかったと聞いている。施工自体は複数者 が施工可能であり、競争入札としているとの回答がありました。

意見といたしまして、昨今、不調が多いと聞いているけれども、人的要因については危機感を持っており、工事従事者の高齢化、あるいは外国人労働者のコミュニケーションの問題などもありまして、円滑な施工が困難にならないか危惧しているといったような意見もありました。

特に附帯意見はございません。全体といたしましては、附帯意見はございません。 続きまして、案件4でございます。

有川委員からは、機械的に10者に絞るということではなく、希望者を全員指名するといったような、分母を増やすといった取組もできないのかという意見がありまして、指名基準に基づき、原則、10者に絞っているという回答がありましたが、今後、希望者を限定しない工夫を検討いただきたいというご意見がございました。

飯塚委員からは、1件ごとの別の工事としてではなく、交通信号機の製作と施工で分けたらどうかという意見がございました。

それに対しまして、交差点ごとに製作する中身が異なっており、他に融通が利かないですとか、保存場所の問題もあるなどといった局の回答がありました。

それに対しまして、共通している部分もあるといったこともある中で、今後、研究をしていってほしいという意見がございました。

平田委員からは、辞退理由の技術者の配置とは具体的にどういうことなのかといったご 質問がありまして、それに対しまして、同時期に同じような工事発注があり、重複して参 加しているため、このような回答になったと想定しているといった回答がございました。

案件4につきましては、以上のとおりでございます。

全体といたしましては、施工と製作を分ければいいのではといった意見ですとか、指名の母集団を増やすといったことについても検討されたいといった意見がございました。

最後に、5番目の案件につきましては、全体としては、有川委員から上位3者が競り合ったという状況なのかといったご質問がある中で、(非公表事項)につきましては、ふだんから入札参加者が多く、仕様としてもやりやすい面があるのではないかといった回答がありまして、全体としてはルールどおりに執行されているといったところで意見をいただいたところでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

【有川部会長】 どうもありがとうございました。

今、米倉課長が、短時間にもかかわらず要領よくまとめていただきましたが、これをベースに事務局のほうでさらに精査していただいて、議事概要を作っていただき、さらには、全体会での私のこの報告の素案につながるものをまとめていただければありがたいと

思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【須藤契約調整担当部長】 委員の皆様方には長時間ご意見をいただきまして、ありが とうございました。いただきましたご意見につきましては、今後の入札契約手続の改善に 生かしてまいります。

委員の皆様には、引き続き、お忙しい中でご協力をいただくことになりますが、ご指導 のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。本日は誠にありが とうございました。

——了——